

お知らせ

広川町商工会発行の期限なし商品券をお持ちのお客様へ

広川町商工会発行の期限なし商品券の利用は、令和6年3月31日(日)をもって終了いたしました。資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づく払戻し手続を以下のとおり実施いたします。

○申出・払戻し期間

令和6年4月1日(月)～令和6年6月28日(金) (土曜・日曜・祝日は除く)

*該当期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

○申出・払戻し方法・払戻し場所

直接広川町商工会窓口に商品券の現物を持参し、営業時間内(午前10時00分～午後4時00分)にて現金による払戻しを毎日行う

○前払式支払手段の種類

商品券500円券及び1000円券

○払戻しに必要なもの(①～③の全て)

① 未使用の商品券 ②印鑑 ③ご本人確認書類(健康保険証・運転免許証等)

*尚、郵送による申請は行いませんのでご注意ください。

○払戻しができない場合

偽造または変造されたもの、発行者印、発行日がないもの、破損や汚れが著しく判別ができないもの「払戻し申出兼領収書」に不備があるもの

○払戻し商品券見本



申出・払戻し期間: 令和6年4月1日(月)～令和6年6月28日(金)
午前10時00分～午後4時00分(土曜・日曜・祝日除く)

お問い合わせ

広川町商工会 Tel 0943-32-0344(平日 午前9時00分～午後5時00分)